

農地法第4・5条届出（市街化区域の農地転用）に関する必要書類

締め切り	毎週金曜日（祝日の場合は前日の木曜日）
受理書交付	翌週金曜日（祝日の場合は翌開庁日）

◆ 農地転用届出書（2部）

◆ 添付書類（各1部）

1 届出土地の全部事項証明書《原本》（発行日より3ヶ月以内）

（仮換地を届出する場合は、従前地の全部事項証明書を添付して下さい。）

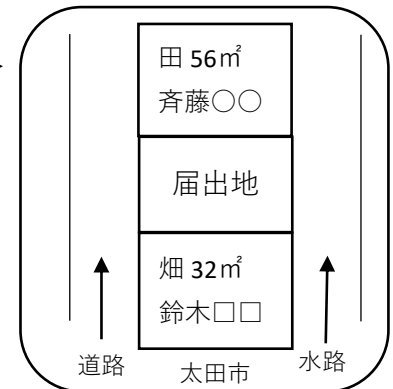
2 公図（発行日より3ヶ月以内）

隣接地の地目・地積・所有者を記入して下さい。

分筆後に届出する場合は、分筆した全筆の面積も記入して下さい。

（仮換地を届出する場合は、公図の代わりに仮換地証明書《原本》（発行日より3ヶ月以内）を添付して下さい。）

記入例



3 届出土地の位置を示す図面

（都市計画図、1/2500白図、住宅地図等）

4 委任状

代理申請の場合又は申請時に窓口に来られない方全員からの委任状が必要となります。

5 届出確認書

4条の場合は申請人・5条の場合は譲渡人(土地所有者)が記入して下さい。

6 誓約書（太陽光発電施設）

太陽光発電施設設置の場合のみ必要となります。

7 農地復元計画書（一時転用）

一時転用の場合のみ必要となります。

◆ その他

- 分筆する場合は、分筆手続き完了後届出をして下さい。
- 法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記名し、法人の代表者印を押印ください。
- 所有者である届出者が上記1の全部事項証明書と一致しない場合(住所、氏名、法人名等)は、真正な権利者であることを証する書面（住民票、土地の名称変更証明書等）を添付して下さい。
- 届出地が賃貸借、使用貸借の対象となっている場合は、解約等につき合意が成立したことを証する書面を添付して下さい。
- 証明書類は発行日より3ヶ月以内のものを添付して下さい。
- **農地法施行規則の一部を改正する省令（R4.3.31施行）に伴う変更点**
 - ・ 都市計画法第29条の開発許可が必要な場合でも、開発許可書の添付は不要となりました。
 - ・ 埋蔵文化財の試掘調査に伴う農地転用の届出は不要となりました。（本調査の場合は必要）